

総務委員会付託議案（条例その他）

（令和6年12月16日）

議第136号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

〔担当課：人事課〕

知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を次のとおり0.05月分引き上げる。

現 行	改 定 後	備 考
4. <u>30</u> 月 〔 6月：2. <u>15</u> 月 12月：2. <u>15</u> 月 〕	4. <u>35</u> 月 〔 6月：2. <u>175</u> 月 12月：2. <u>175</u> 月 〕	※令和6年度は、12月期で調整 〔 6月：2. <u>15</u> 月 12月：2. <u>20</u> 月 〕

（令和6年度分は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から、令和7年度分以降は令和7年4月1日から施行）

議第137号 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について

〔担当課：人事課〕

国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、失業者の退職手当（※）について、次のとおり所要の規定の整備を行う。

※ 職員であった者が退職後一定の期間失業している場合に、職員の退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法に基づく失業等給付相当額に満たないときは、その差額分を退職手当として支給するもの

1 雇用機会が不足する地域における給付日数の延長の暫定措置（※）について、国家公務員に準じてその適用期間を2年延長する。

※ 雇用機会が不足していると認められる地域に居住する一定の退職者に係る失業者の退職手当の給付日数を60日間延長する措置

2 その他所要の規定の整理を行う。

（令和7年4月1日から施行）

議第138号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

1 岐阜県人事委員会の令和6年10月10日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行う。

(1) 行政職給料表を改定し、初任給を始め若年層に重点を置き、給与月額を平均2.76%（10,247円）引き上げる。また、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げる。

(2) 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を900円引き上げる（改定後：370,400円）。

(3) 4級地（※）の寒冷地手当について、次のとおり引き上げる。

※ 高山市、飛騨市、郡上市及び大野郡。1～3級地については県内に該当地域なし（増額改定は実施）

世帯等の区分		現 行	改 定 後
世帯主 である 職 員	扶養親族のある職員	17,800円	19,800円
	その他の職員	10,200円	11,400円
その他の職員		7,360円	8,200円

(4) 期末手当及び勤勉手当について、支給割合を次のとおり0.10月分引き上げる。また、任期付研究員等についても、一般職員との均衡を基本に引き上げる。

区 分	現 行	改 定 後	備 考
一 般 職 員	2. <u>4</u> 5月 (6月：1. <u>22</u> 5月) (12月：1. <u>22</u> 5月)	2. <u>5</u> 0月 (6月：1. <u>25</u> 月) (12月：1. <u>25</u> 月)	※ 令和6年度は、 12月期で調整 (6月：1. <u>22</u> 5月) (12月：1. <u>27</u> 5月)
	2. <u>0</u> 5月 (6月：1. <u>02</u> 5月) (12月：1. <u>02</u> 5月)	2. <u>1</u> 0月 (6月：1. <u>05</u> 月) (12月：1. <u>05</u> 月)	※ 令和6年度は、 12月期で調整 (6月：1. <u>02</u> 5月) (12月：1. <u>07</u> 5月)

管理・ 監督職 員	期末手当	2. <u>05</u> 月 〔6月：1. <u>025</u> 月〕 〔12月：1. <u>025</u> 月〕	2. <u>10</u> 月 〔6月：1. <u>05</u> 月〕 〔12月：1. <u>05</u> 月〕	※ 令和6年度は、 12月期で調整 〔6月：1. <u>025</u> 月〕 〔12月：1. <u>075</u> 月〕
	勤勉手当	2. <u>45</u> 月 〔6月：1. <u>225</u> 月〕 〔12月：1. <u>225</u> 月〕	2. <u>50</u> 月 〔6月：1. <u>25</u> 月〕 〔12月：1. <u>25</u> 月〕	※ 令和6年度は、 12月期で調整 〔6月：1. <u>225</u> 月〕 〔12月：1. <u>275</u> 月〕

2 警察職員が海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒業務に従事した場合に支給される警察職員手当について、日没時から日の出時までの間に従事した場合は、国家公務員に準じて通常の手当額に100分の50を加算する。

(1(4)(令和6年度分を除く。)は令和7年4月1日から、2は公布の日から、その他は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

議第 1 4 5 号 岐阜県証紙条例を廃止する等の条例について

[担当課：出納管理課]

1 岐阜県証紙条例の廃止

[担当課：出納管理課]

使用料及び手数料の徴収について、証紙による収入の方法を廃止する。

※ 証紙販売終了：令和7年12月31日

証紙使用期限：令和8年 9月30日

証紙買戻し期限：令和12年12月31日

2 岐阜県税条例の一部改正

[担当課：税務課]

(1) 狩猟税の徴収方法を、証紙による方法から現金の納付による方法に改める。

※ 証紙使用期限に合わせ令和8年9月30日までは証紙による方法も可能とする。

(2) その他所要の規定の整理を行う。

(令和 8 年 1 月 1 日から施行)

議第 1 5 7 号 当せん金付証票の発売について

[担当課：財政課]

令和 7 年度に発売する当せん金付証票の発売総額を 1 9 0 億円以内とする。